

社会福祉法人 翼会 役員一覧

No	役職	氏名	ふりがな	役員の資格等	社会福祉に関する経歴	初回就任年月日	現就任年月日	任期満了日	特殊関係人の有・無
1	理事長	横山 利恵子	よこやま りえこ	②	(福)翼会 つばさ学園施設長 福岡県桂川町民生委員・児童委員 嘉麻市障害者施策推進協議会委員 社会福祉法人和光会理事	平成6年12月2日	令和元年6月12日	2年後の定時評議員会の終結まで	無
2	理事	岩田 孝利	いわた たかとし	①	姫路市立網干中学校教員 (公社) 福岡県手をつなぐ育成会理事	令和元年6月12日	令和元年6月12日	2年後の定時評議員会の終結まで	無
3	理事	向井 公太	むかい こうた	①	(福)福岡市手をつなぐ育成会理事長 障がい者相談員 社会福祉士・成年後見人 福岡市保健福祉審議会委員	令和元年6月12日	令和元年6月12日	2年後の定時評議員会の終結まで	無
4	理事	田尻 賢	たじり けん	③	(福)翼会 つばさ学園施設長 介護福祉士	平成29年4月1日	令和元年6月12日	2年後の定時評議員会の終結まで	無
5	理事	西村 宗久	にしむら むねひさ	③	(福)翼会 こもだのもりセンター長 介護福祉士	令和元年6月12日	令和元年6月12日	2年後の定時評議員会の終結まで	無
6	理事	山田 芳博	やまだ よしひろ	①	(福)翼会 就労支援事業所所長 介護福祉士	令和元年6月12日	令和元年6月12日	2年後の定時評議員会の終結まで	無
7	監事	神崎 はな子	かんざき はなこ	④	(福)桂川町社会福祉協議会会長 福岡県家庭裁判所飯塚支部 家事調停委員・参与員	平成20年4月1日	令和元年6月12日	2年後の定時評議員会の終結まで	無
8	監事	野見山 正徳	のみやま まさのり	⑤	福岡国税局及び税務署勤務	平成29年6月15日	令和元年6月12日	2年後の定時評議員会の終結まで	無

理事役員資格

- ①社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- ②事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
- ③当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては当該施設の管理者

- ④社会福祉事業について識見を有する者
- ⑤財務管理について識見を有する者
- ⑥社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者

## 社会福祉法人翼会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人翼会（以下「当法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員及び第三者委員（以下「役員等」という。）の報酬及び旅費（以下「報酬等」という。）について定める。

### (報酬等の支給)

第2条 1役員等に対し、別表1の業務に応じた報酬等を支給する。

### (職員を兼務する理事の報酬等)

第3条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給する理事及び評議員選任・解任委員については、本規程に基づく報酬等を支給しない。

### (報酬等の支給日及び支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等は、報酬等の対象となる業務に出席及び出張した翌月の15日（金融機関の休業日にあたる場合は、直前の営業日）に口座振込により支給する。

### (公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬額等の支給基準として公表する。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

### (補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、令和元年6月20日より施行する。

別表 1

(1) 評議員

業務	報酬の額	旅費（交通費及び宿泊費）
評議員会への出席	日額 10,000円	実費（自家用車を利用した出張は、移動距離が 2km 以上の場合、移動距離 1km（1km 未満は 1km に切り上げ）に 20 円を乗じた額）を支給する
上記の他、法人及び施設の業務のための出張	日額 10,000円	

(2) 理事

業務	報酬の額	旅費（交通費及び宿泊費）
理事会、評議員会への出席	日額 10,000円	実費（自家用車を利用した出張は、移動距離が 2km 以上の場合、移動距離 1km（1km 未満は 1km に切り上げ）に 20 円を乗じた額）を支給する
上記の他、法人及び施設業務のための出勤・出張	日額 10,000円	

(3) 監事

業務	報酬の額	旅費（交通費及び宿泊費）
理事会、評議員会への出席	日額 10,000円	実費（自家用車を利用した出張は、移動距離が 2km 以上の場合、移動距離 1km（1km 未満は 1km に切り上げ）に 20 円を乗じた額）を支給する
監事監査	日額 10,000円	
理事長が指定する研修会等への参加	日額 10,000円	
上記の他、法人及び施設業務のための出勤・出張	日額 10,000円	

(4) 評議員選任・解任委員

業務	報酬の額	旅費（交通費及び宿泊費）
評議員選任・解任委員会への出席	日額 10,000円	実費（自家用車を利用した出張は、移動距離が 2km 以上の場合、移動距離 1km（1km 未満は 1km に切り上げ）に 20 円を乗じた額）
上記の他、法人及び施設業務のための出勤・出張	日額 10,000円	

(5) 第三者委員

業務	報酬の額	旅費（交通費及び宿泊費）
第三者委員会への出席	日額 10,000円	支給しない
理事長が指定する研修会等への参加	日額 10,000円	実費（自家用車を利用した出張は、移動距離が 2km 以上の場合、移動距離 1km（1km 未満は 1km に切り上げ）に 20 円を乗じた額）
上記の他、法人及び施設業務のための出勤・出張	日額 10,000円	支給しない